

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第70号

2009年11月4日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

新たな出会いの感謝と喜びの中で

●飯島 信 (日本キリスト教協議会総幹事)

これらのことを話したのは、あなたがたがわたしによって平和を得るためである。

あなたがたには世で苦難がある。

しかし、勇気を出しなさい。わたしは既に世に勝っている。

(ヨハネによる福音書第16章33節)

10 数回を数える韓国への旅ですが、私にとって様々な思い出があります。この原稿を準備していた時も、次から次へとまるで走馬灯のように思い出が蘇ってきました。

初めて韓国の土を踏んだ場所は、下関からの関釜連絡船で降りた釜山でした。学生時代、韓国 NCC から呼びかけられた国際ワークキャンプに日本から応募し、ソウルの南、バスで4時間ほどの農村の村、ヨジュ・アプで1週間を過ごしたのです。村にお米の貯蔵庫を作るためでした。今から38年前、1971年夏のことでした。キャンプの中の学びの時間のことで、一人の老人が講師として私たちを訪れました。韓国のガンジーと呼ばれた咸錫憲先生でした。私は、その時は、この方がどれほど偉大な方であるかを知らず、しかし、話しに引き込まれていったの

を覚えています。

2度目の旅となったのは、1974年2月です。朴大統領による大統領緊急措置第1号が発令された韓国に入りました。一切の情報が遮断された韓国国内の動きを国外に知らせ、民主化闘争を支えるためでした。KNCC 総務の金観錫先生をはじめ、パク・ヒョンギョウ牧師、クォン・ホギョン牧師ら、ガリラヤ教会に連なるキリスト教指導者たちとの出会いが待っていました。

私は、実は、1970年代初めまでは、韓国民主化運動についてほとんど知りませんでした。韓国よりも在日、つまり日本社会における在日コリアンに対する民族差別の問題に深く関わっていました。それは、一人の友人を通して、朴鐘碩さんに対する日立

製作所の就職差別事件を知らされ、その運動に取り組んでいたからです。

しかし、そうしたある日、在日大韓教会川崎教会の李仁夏先生から、韓国学生運動の闘士でいま日本に来ている学生と一緒に住んでみないかと声をかけられ、川崎の在日コリアンの多住地域である池上町に部屋を借り、その彼と一緒に生活を始めました。その彼とは、現在、ソウル大学国際大学院で教えている朴世逸です。そして、彼から、当時はまだ軍隊にいた徐京錫を紹介され、韓国民主化闘争の現実を知らされたのでした。私にとっての本格的な韓国との出会いはその時に始まります。

ところで、皆様と同じように、私もまた多くの運動に携わってきました。その中で学んだ大切なことがあります。それは、どんなに優れた理論であっても、理論で運動を創り出すことは出来ないということです。運動を創り出し得るのは、唯一、人と人との出会いであり、そして結びつきであると思います。いつ、どこで、どのような状況の中で、誰と出会ったのか。そしてそこには誰がいたのか。理論を越え、直面する課題を前に、深い信頼の中でお互いが結びつけられた時、運動を起こす核が生まれるのだと思います。

今回の第14回国際シンポジウムの目的には、二つの事柄が掲げられていました。その一つは、「韓国併合」99年、「在日」99年を迎えて、在日コリアンの人権獲得に関わって1970年代から始められた日・韓・在日教会の共同の取り組みを、今後どのように発展させるのか。そしてその二は、新自由主義による格差社会、監視社会の進行、金融危機に端を発する「雇用災害」による移住民の排除と周縁化に対する教会の「宣教課題」の定立、と。

この二つのどれを見ても困難な課題です。日本の状況を、あるいは在日の状況を、さらにまた韓国の状況を深く理解すればするほど、私たちはこれらの課題にどのように取り組んでいったらいいのか途方に暮れるのです。それでも、ここに集まった私たちは、たとえ半歩でも前に進まなければならない、手に手を携えて、ほんの少しでも逆流を押し返さなければならないと思うのです。そのためにも、志を同じくする韓国・在日・日本のここに集う者たちが、

それぞれ遣わされた場で、勇気と智恵をもって半歩前に踏み出す。私は、こうしたこれら三者のいと小さくとも堅実な歩みこそ、必ずや東アジアの和解と共生を生み出す確かな力になっていくと思うのです。

最後に、1980年の光州事件を見るまでもなく、日本から韓国を見た時、私は韓国において民主主義が勝利するなど夢にも思えませんでした。戒厳令下、ソウルのYMCAホテルの窓から眺めた真夜中の戦車と装甲車による演習風景の強烈な光景は、素手で立ち向かう学生・市民の勝利など夢想だにさせるものではなかったからです。しかし、この韓国の地で、民主主義は勝利しました。無血革命が成ったのです。

私は、このような東アジアの一角で起きた奇跡の業を見て、歴史の主なる神の臨在を思わずにはいられません。神は生きておられる。そして、神は働いておられるのです。

本日、この国際シンポジウムを終えるにあたって、冒頭、司会者によってお読みいただいた主イエス・キリストの弟子たちに対する訣別の言葉は、同時に主イエス・キリストに従う私たちに語られた言葉でもあることを思い起こしたいと思います。人の目にはいかに困難な課題に見えようとも、すでに主イエスが先立って歩まれているのです。私たちは、その主に従いゆくのです。しかも、剣を取り、肩を張って歩む必要もない。むしろ、心静かに歩めば良いのです。なぜなら、先立ちゆく主イエスに従っていく限り、勝利は必ず成るからです。

祈りましょう。

*本稿は、6月22~24日、韓国で開かれた「第14回外登法問題国際シンポジウム」での閉会礼拝のメッセージ原稿です。

何を伝えるのか

●李明生（日本福音ルーテル三鷹教会牧師）

ルカ 7：18～26

【はじめに】

私たちの父なる神と主イエス・キリストから恵みと平安とが、あなたがたにあるように。

（2コリント1：2ほか）

【導入】

先月8月という月は、日本社会にとっては二つの意味で、「ルーツ・源流に戻る」時であると言えます。一つには、8月には、いわゆる「お盆」の季節として、多くの人たちがそれぞれに自分の故郷へと帰り、親類と顔を合わせたり、あるいは、墓参りをしたりいたします。それはいわば、それぞれのルーツに戻る時である、自分たちの源流をたずねる時ということができるであります。

そしてもう一つの意味としては、言うまでもなく、大東亜共栄圏の大義名分のもとで日本がアジア諸国を侵略し蹂躪した、無謀で悲惨な戦争が、64年前の8月に、2度の原爆、そして敗戦という形で終止符を打ったことを思い起こす時でもあります。

里帰りというのがいわば、個人のレベルで、地理的・空間的に、自らのルーツ・源流を振り返り、またそのつながりと絆を確かめるものであるとするならば、この時期に悲惨な戦争の記憶を振り返るということ、それはいわば、社会また共同体としての「私たち」にとっての、平和のルーツ・源流について振り返り、今という時に生きる私たちのあり方を確かめるものなのです。

そして、9月を迎える今日、9・1という時、86年前の関東大震災が起こった日をさらに私たちは迎えることとなります。それはたしかに、1年の時系列の中では8月の後にやってきます。しかし、むし

ろそれは、歴史的時系列としては、さらに古い出来事であり、私たちが立ち戻らなくてはならない、歴史の源流・ルーツとしての出来事であると言えるのです。そしてそれは、私たちが、現代の歴史の中の何を見て、何を伝えるのか、それがまさに今、私たちに問うている出来事なのです。

【展開】

本日の聖書では、主イエス・キリストのもとを、バプテスマのヨハネの弟子たちが訪れ、「来るべき方はあなたでしょうか」と尋ねる場面が物語られています。「来るべき方」、救い主メシアは、あなたなのか。この問いに対して、主イエスがなしていたこと、それは、病気や苦しみや悪霊に悩んでいる多くの人びとをいやし、多くの目の不自由な人を見えるようにしておられた、と聖書は語っています。そして、見た事柄を伝えるようにと、ヨハネの弟子たちに言われました。それはいわば、救いの出来事が、ご自身において実現しているということを明らかにされた、ということでした。そしてそれに続いて、主イエスは今度は群衆に向かって、「あなたがたは何を見に荒れ野に行ったのか」と問いかけるのでした。

洗礼者ヨハネは、旧約の預言者の系譜のその最後に連なるものでありました。そのヨハネが活動の場とした荒れ野とは、かつて旧約の民が、奴隷の立場から解放され旅立った場所であり、そして神の言葉を受けた場所であり、また40年にわたってさまよい歩いた場所でありました。その意味では、「荒れ野」とはいわば民族の歴史を象徴する場所であったのです。洗礼者ヨハネはその荒れ野から、いわば民族の歴史を背負って、人びとに神の裁きの到来と悔

い改めを問いかけ、腐敗した世を糾弾したのでした。その洗礼者ヨハネにとって、メシアとは、決定的な神の裁きをこの地上にもたらす存在であったのです。

しかし、神の裁きを叫ぶヨハネのその期待の線上に、主イエスは立っていませんでした。というのも、主イエスが語られたのは、単なる裁きではなく、苦しみからの解放、対立からの和解、つまり救済が実現する新しい時代の到来であったからです。洗礼者ヨハネが「来るべき方はあなたでしょうか」と問わずにはいられなかったのは、まさにそのためでありました。古い時代に属するヨハネにとって、主イエスのなされる事柄は、ヨハネの予想と期待の範疇にはないもの、人間的な論理を超えたものであったからです。神の救い、新しい時代の到来は、人間の期待と予想を遙かに超えた形で実現していく。そのことを主イエスはご自身の教えと業とによって示されたのでした。

しかし翻って今度は、群衆に対して、主イエスは荒れ野を見よ、そして、その荒れ野で民族の解放の歴史を背負って叫ぶ洗礼者ヨハネを見よと呼びかけられ、「およそ女から生まれた者のうち、ヨハネより偉大な者はいない」と主イエスは語られるのです。ヨハネは主イエスに至る旧約の歴史を担って、荒れ野で叫んでいる。だから主イエスにおいて実現する救済、すなわち和解と解放は、荒れ野でのヨハネの叫びなくしては始まり得ないものなのです。主イエスが荒れ野を見よ、ヨハネを見よと語られる時、それはいわば、神の救いの歴史を見るということでありました。救いの歴史は、華やかな宮殿の中でなく、荒れ野において始まっている。そして、それは主イエスにおいて、実現している。聖書は、そのことを私たちに語るのです。

実に、私たちは荒れ野に目を向ける時に初めて、私たちの救いの歴史、和解と平和、憎しみからの解放への向かう道筋を知ることができるのです。

【結び】

現代の日本社会において、8月からこの9・1にいたる時は平和について思いを至らせなければならない時であります。しかし、平和を求め、訴えることは今日決して容易ではありません。時としてそれは非現実的であるとして、断じられてしまうことす

らあります。しかしだからこそ、今日のキリスト者には、見えるものではなく、見えないものを信じ、望み続けることが問われています。

東西冷戦の残る時代、西ドイツの大統領であったリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー (Richard von Weizsäcker) 氏が、1985年、40回目のドイツの敗戦記念日に語ったスピーチの一節をご存じの方は多いと思います。戦後のドイツの40年を、旧約の民の荒れ野での40年にもたとえつつ、ヴァイツェッカー氏は次のように語っています。

「過去を清算することが問題ではない。それは不可能である。過去は、後になってから変えたり、なかったことにすることは出来ない。しかし過去に目を閉ざすものは、現在に対して、盲目となる。悲惨な事柄を思い起こしたくないものは、再び、新たな病の危機に陥りやすいのである」

このヴァイツェッカー氏は、今からちょうど1年ほど前、経済危機が全世界を襲う中で、2008年9月7日付けのドイツの新聞、Stuttgarter Zeitungのインタビューの中で、「歴史は、故郷でありうる」つまり、私たちが立ち戻るべき原点である、と語っています。過去の経験は、たしかに、世代が移り変わると共に失われてしまう。しかしそれは、前の世代が苦勞して手に入れたもの、困難な道のりや過ちが、後の世代にとって無意味であることを意味しない。ただ、そのことを明らかにすることは決して簡単なことではない。しかし、危機の時代においては、歴史の意義は大きすぎるということはない。この危機から脱出するために、私たち全てが歴史に関わらなければならない。そのように語っています。

今日、平和について語り、その実現を求め続けることは、決して簡単ではありません。それは、時として現実主義の名の下に、いとも簡単に否定されることがままあるのです。しかしだからこそ、私たちが現にいま直面している危機を乗り越えようとするとき、私たちは、私たちの故郷としての、歴史の源流に振り返ることが必要なのです。それは、洗礼者ヨハネからイエス・キリストへという、救いの歴史の実現の中に私たちもまた関わっていくということでもあります。民族の苦難と解放の歴史の舞台である荒れ野での洗礼者ヨハネの叫び、それはただ裁きと糾弾で終わることはありませんでした。その叫び

は主イエスにおいて、人の思いを超えた和解と平和の実現、救済の出来事となるのです。

エフェソの信徒への手紙は次のように語ります。

「実に、キリストはわたしたちの平和であります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し規則と戒律すくめの律法を廃棄されました。こうしてキリストは、双方を御自分において一人の新しい人に造り上げて平和を実現し、十字架を通して、両者を一つの体として神と和解させ、十字架によって敵意を滅ぼされました」

私たちを真の平和へと導く救い主であるイエスを

信じ、私たちに託された使命を担いつつ、共に歩んでまいりたいと思います。

【終わりに】

望みの神が、信仰からくるあらゆる喜びと平安とをあなたがたに満たし、聖霊の力によって、あなたがたを望みにあふれさせてくださるように。

(ローマ 15 : 13)

* 本稿は、9月1日、在日本韓国YMCAで開かれた「関東大震災第86周年記念追悼合同早天祈祷会」でのメッセージ原稿です。

「外国人住民基本法」の制定を求める 全国キャンペーン報告

キャラバン IN 北九州

在日外国人に地域住民としての地位と権利を保障する「外国人住民基本法」の制定を求める集会在9月20日、北九州市の西南KCC会館であった。

日・韓教会、地域から35名参加。九州・山口外キ連主催、日本基督教団九州教区宣教協力部門、在日大韓基督教会西南地方会社会部、西南KCC共催。九州・山口での14回目の集会となった。

今年3月に政府は外国籍の住民の在留管理を強化するため、外登法を廃止して、「新たな在留管理制度」と「外国人住民票制度」に再編する入管法、入管特例法、住基法の改定案を国会に上程し、十分な審議もせず7月8日にこの3法は成立し、外国籍の住民の徹底的な管理監視体制を整えた。これは3年後に実施される。その改定法の問題点を挙げた佐藤信行さん（在日韓国人問題研究）の講演に、参加者は溜息と最悪の法案内容に怒りが込みあがった。

集会は在日の住民による「我々の祈り」と日本語、中国語、韓国語での聖書朗読（コリント前12:14～27）で始まった。教団福音伝道所の犬養光博牧師は

基調報告で、戦中の強制連行等の犠牲者たちが一人の人として数えられ名前を明確にしよとしなかった戦後の日本政府・日本人の歩みを指摘し、差別的な制度を維持・強化することは恥ずかしい現実である、と厳しく批判した。

そして佐藤信行さんは、資料を使って今回の改定法について丁寧に説明した。日本国民を対象にした戸籍法と決定的に違う点は、①顔写真の他、勤務先など数多くの登録事項を義務づけている、②カードの常時携帯と定期的な確認登録が義務づけられている、③これらの義務規定を刑事罰によって強制している、ことである。居住地変更の手続きを14日以内にしなかった場合、住民基本台帳法による過料のほか、入管法による罰金20万円以下を科せられ、さらに90日超過すると在留資格剥奪・強制送還することも可能となっている、と。

講演の後、李陽雨さんの人権コンサートがあった。在日2世の李さんは「在日」として体験した貴重なものを歌として披露し、共生社会へのメッセージを

発信している。「俺のオヤジは炭焼きオヤジ」「私の故郷」などオリジナル曲が披露されるたびに、共感

の拍手が沸いた。

●朱文洪 (九州・山口外キ連)

横浜国際フェスタ 2009 に参加

神奈川県外キ連はことしも9月5～6日に「横浜国際フェスタ 2009」にブース出展とセミナー開催で参加した。会場はパシフィコ横浜。NGOが約100団体、企業や学校も参加して、2日間で来場者が5万人というもの。

ブースでは「外国人住民基本法の制定を求める請願 2009」の署名、リーフレット「外国人が暮らしやすい社会は日本人も暮らしやすい」他のちらしセットを配布。これは「こどもボランティア」のおかげで700セットを配った。またNPO法人・信愛塾の活動の写真と、県内市区町村別外国人登録者数のグラフ（実数、対人口比、国籍別構成比）の掲示、資料「県下の在日の足跡」の配布も行なった。セミナーは「在日外国人の子どもはいま／信愛塾の場合」というタイトルで、信愛塾の大石事務局長の話の間

いた。

今回は、「外国人が増えると国は滅びる」「彼らに人権や金は不要」「天皇の神の国に宗教の自由は無い」「不良少年はみな韓国・朝鮮の子ども」などと主張するクレーマーが2～3人訪れたのが特徴。在日外国人の人権関係のブースが少ないので集中攻撃を受けたのかもしれないが、今後は彼らへの対応も検討することを外キ連内で確認。

また9月22日には、立教大学で行なわれた日本聖公会宣教150周年イベントで外キ協・NCC在日外国人の人権委員会の共同ブースを出展。都道府県別外国人登録者数のグラフ（実数、対人口比、国籍別構成比）やNCCの活動状況を掲示。ちらしやリーフレットも約300セット配布した。

●小山俊雄 (神奈川県外キ連)

全国キャンペーン広島集会

9月27日の午後3時～5時、広島カトリック会館で集会を開催した。

第1部は「在日外国人のニッポン生活の条件について」と題して、在日17年の尹成化（ユン・ソンファ）さんを講師に招いて、留学生としての来日の由来から、結婚、子育て、地域や学校での体験を話していただいた。在留許可更新のたび預金残高証明を取るための苦労や、永住許可申請の際の夫と自分の考え方、子育ての中での努力や工夫など、日常生活に根ざした体験談を、参加者は興味や共感を覚えながらうかがった。講師は現在、廿日市市にある市民活動グループ「ええじゃん (Asian)」の専任スタッフで、韓国語講師や料理教室の講師として活躍されている。このグループは5月以来、自主研修講座として外国人労働者の研修制度、在日外国人の社会保障制度、在留資格と手続きなどの学習を行政書士

を講師に招いて学習し、外国人が直面するトラブルを普通の市民が解消できる能力の養成に取り組んでいる。

第2部では、6月に韓国・康津で開催された外登法問題国際シンポジウムの報告を、小崎清信牧師にいただいた。在日韓国朝鮮人、韓国人、そして日本人の関わりを自分の個人史や家族との関係から情熱をもって話され、用意されていたスライドに触れる時間が限られるほどであった。今回の国際シンポジウムでスポットライトが当てられた人権について、金炯旻教授が人権の要求と『不法の経験』を結んで話された視点に感銘を受けた、との報告だった。

最後に、指紋押捺拒否運動で「外登はいらん！共に闘う会」として活動していた姜寿美さん、姜寿子さんから、「定額給付金」の申請手続きで外国人のみ外国人登録証の写しが要求されるなど本人確認に

ついでに煩雑な手続きが要求されていることに気づいて、広島市当局と交渉された経緯について報告を受けた。今なお外国人登録証所持を拒否されてい

るお二人の敏感な人権感覚に、学ばされた。
参加者は 12 教会（5 教派 1 団体）24 人。

●土井桂子（広島外キ連）

今こそ、「隔ての壁」を取り除くべきとき —入管法改悪に抗議する声明—

いま日本に住み、労働し、家庭を形成している外国籍住民は、221 万人を超える（2008 年末の外国人登録者数）。すなわち、日本の植民地支配に起因し、すでに四世・五世を迎えた在日コリアンをはじめ、中国・ブラジル・フィリピン・ペルーなどからの移住労働者や結婚移住者であり、その国籍数は 190 カ国に及ぶ。

しかし彼ら彼女らは、住民として、労働者として、女性として、子どもとして国際人権法が定める普遍的な権利を、制限され否認されている。日本人と外国人とを隔てる壁——、それは日本という国民国家が作り出したものである。



7月8日、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）、「住民基本台帳法」（住基法）の改定案が、衆議院に次いで、参議院で可決された。

本法（政府案および一部修正案）が成立したことによって、公布日（7月15日）から3年以内に、外国人登録制度に代わる「新たな在留管理制度」「外国人住民票制度」が実施される。すなわち、これまでの外国人登録証明書（外登証）が廃止され、短期滞在者や外交官などを除く「中長期在留者」に対して、法務省がICチップ付きの「在留カード」を交付し、「在日コリアン」など特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される。そして市町村は、住民台帳制度の下で、「中長期在留者」（約180万人+新規入国者）と、「特別永住者」（約42万人+新生児）を対象とする「外国人住民票」を作成することになる。

「新たな在留管理制度」と「外国人住民票制度」は、密接に連動している。在留カードを持たない難民申請者を含む「非正規滞在者とその子ども」（約10万人）は、実際に地域社会で暮らし、働き、子どもを育てているにもかかわらず、住民基本台帳から除外される。そのため彼ら彼女らは、暮らしと生存を支える各種の行政サービスを受けることができず、またその子どもたちは、教育を受ける機会さえ奪われる危険がある。

「新たな在留管理制度」は、非正規滞在者とその子どもたちを日本社会から完全に「見えない存在」にする一方、在留資格を有する外国籍住民（中長期在留者）に対しては、その個人情報に継続的かつ一元的に収集して管理・監視を強化するシステムを構築する。さらにそれは、法務省による個人情報の集中化とデータマッチング、他の行政機関との情報照会・提供を可能にする。このことは、外国籍住民を先鞭として、ひいては日本国籍者を含む全社会の「監視社会化」を推し進めるものである。

このように、外国籍住民の生活と個人情報のあり方に多大な影響を及ぼす危険があるにもかかわらず、立法府である国会は、外国籍住民から広く意見を聴取する場を設けることもなく、また法案審議において問題点を究明することもなく、政府案を一部修正しただけで可決した。

これでは、「民主主義」とはとうてい言えない。



衆議院での政府案修正で、在日コリアンなど特別永住者に対する「特別永住者証明書」の常時携帯制度は外された。しかし、永住者・定住者・日本人の配偶者など中長期在留者の「在留カード」常時携帯制度は、政府の強固な意思が貫かれて修正されなかった。

いっぽう国連の自由権規約委員会は、この制度の廃止を日本に繰り返し求めている。

「永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならない、また刑罰の適用対象とされ、同様のことが日本国籍を有する者には適用されないことは、規約〔自由権規約〕に反する」「日本に未だ存続しているすべての差別的な法律や

取り扱いは、規約第2条、第3条および第26条に適合するように、廃止されなければならない」（1993年11月）。

「委員会は、このような差別的な法律は廃止されるべきであることを再度勧告する」（1998年11月）。

「締約国〔日本〕は、今回およびこれまでの総括所見で委員会によって採択された勧告を実施すべきである」（2008年10月）。

すなわち日本政府と国会は、国連の自由権規約委員会の3回にわたる廃止勧告をまったく無視したのである。国連の「人権理事会」の一員である日本が、みずから、国連の国際人権条約実施監視機関からの度重なる勧告を無視すること自体、きわめて恥すべきことである。



また「新たな在留管理制度」は、脆弱な生活基盤と雇用形態にある外国籍住民（中長期在留者）に対して、刑事罰と在留資格取消しという威嚇によって、住居地・身分事項・所属機関の変更届出義務を課している。住居地以外の変更届出は、地方入管局に赴かなければならず、その負担はこれまで以上に大きくなる。なぜなら、地方入管局は全国で8局しかなく、支局6局、出張所62カ所を含めても76カ所にすぎないからである。

とりわけ外国籍（特別永住者以外の中長期在留者）の高校生にとっては、「16歳の誕生日」までに学校を休んで地方入管局へ赴いて在留カードを受領し、さらに14日以内にまた学校を休んで市町村窓口へ行き、カードの裏面に住居地を記載してもらい、そのカードを常時携帯することになる。しかも、届出遅延もカード不携帯も「20万円以下の罰金」となっている。16歳の子どもたちにとって、その負担と重圧はあまりにも大きいと言わざるをえない。

このように、新入管法は16歳以上の中長期在留者に対して、在留カードの受領・常時携帯・提示義務を課し、新入管特例法は16歳以上の特別永住者に対して、特別永住者証明書を受領・提示義務を課している。しかし、「なぜ16歳なのか」ということについては、政府も国会も何一つ説明していない。

日本が加入している子どもの権利条約では、「子どもとは、18歳未満のすべての者をいう」と定義している。日本国民の子どもには課さないのに、外国籍の子どもにだけ課すこのような制度は、国際人権条約、とくに子どもの権利条約に明らかに違反するものである。

また、在留カードの記載事項には「就労制限の有無」がある。法務省の説明資料によれば、在留カード表面のほぼ中央、顔写真の横に囲み罫で「就労不可／就労するには資格外活動許可が必要」「就労制限なし」「就労制限あり／在留資格で認められた就労活動のみ可」と、それぞれ太字で記載されるようになっている。

外登証には「職業」という項目があるが、「就労制限の有無」という項目はない。それにもかかわらず、このような項目を設けて特筆することは、外国籍住民を「人間」として「生活者」としてではなく、「労働力商品」か否か、とみなす人種主義的発想に基づくものである。

このようなグロテスクな在留カードを常時携帯させ、しかも、修学旅行時を除いて、日本への再入国のたびごとに指紋と顔写真を登録させる。それを16歳の子ども（中長期在留者）にも強いる国家と社会は、それこそグロテスクである。



日本人と外国人を隔てる壁を、今こそ取り除かなければならない。多民族・多文化社会を迎えた日本に必要とされるのは、「管理」制度なのではなく、「共生」のための制度である。なぜなら、外国籍の子ども、外国にルーツを持つ日本国籍の子どもたち一人ひとりが、自らの存在を肯定し誇れるとき、日本人の子どもたちは「多民族・多文化共生」の豊かさを感じ得るからである。

2009年8月8日 全国キリスト教学校人権教育研究協議会（全キリ）

◇8月6～8日、東京の女子学院と在日本韓国YMCAを会場に、

「第20回全国キリスト教学校人権教育セミナー」が開催され、全国から96人が参加した。

◇最終日、全国キリスト教学校人権教育研究協議会の総会が開かれ、上記の声明文を採択した。（佐藤信行）